

第2回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和8年8月10日（月）

午前9時01分～午前10時44分

2. 場 所 遠賀町役場別館 2階 会議室4

第2回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和8年8月10日（月）午前9時01分～午前10時44分

2. 場所 遠賀町役場別館 2階 会議室4

3. 出席委員（14名）

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	須藤	司
委員	4番	白石	元弘
委員	5番	太田	勲
委員	6番	崎山	栄子（欠席）
委員	7番	矢野	英昭
委員	8番	林	長輝

委員	1番	太田	廣行
委員	2番	森	克己
委員	3番	吉田	清司
委員	4番	白石	哲則
委員	5番	石井	佐千生
委員	6番	柴田	浩
委員	7番	松井	悟

4. 8月の農業相談委員

2番	高崎	洋介	委員
3番	須藤	司	委員

5. 議事日程

（1）付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

（●●●●）

③ 農地法第5条の規定による許可申請について

（株式会社●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●）

- ④ 空き家に付随する農地について
- ⑤ 農用地利用集積計画の承認について

(2) 報告案件

- ① 公共事業に関する農地の一時利用届書について
- ② 農地法施行規則第29条第1項の届出について
- ③ 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 農地パトロールについて
- ② 赤い羽根共同募金について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	向井	理人
事務局職員	瓜生	哲朗
事務局職員	藤本	慎央

開 会 9 時 0 1 分

議長 皆様おはようございます。
本日の出席委員は農業委員8名中7名、推進委員7名中今のところ6名の出席となっております。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第2回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は2番高崎洋介委員、3番須藤司委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条の規定による許可申請1件、急遽2番案件が取り下げになっております。農地法第5条の規定による許可申請1件、空き家に付随する農地について1件、農用地利用集積計画の承

認について1件となっています。ご審議のほどよろしく願います。

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の瓜生を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が別府にお住まいの●●●●さん、譲渡人が宗像市にお住まいの●●●●さんです。
申請地は大字別府字外牟田4332番 外1筆の計2筆で、地目は田、面積は合計1,888㎡です。
農地区域が農業振興地域外で、申請理由が規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は1,888㎡で、今回の申請農地は譲渡人は耕作しておらず、譲受人の規模拡大のためであり、特段問題はないものと思われます。なお、今回の申請農地は、譲受人と譲渡人の間で中間管理契約を締結していた農地です。申請地は3ページの字図に記載しています。

続きまして、4ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございますが、この案件については申請者より一旦申請を取り下げる旨の申し出があったため、急遽議案からも取り下げさせていただきます。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が遠賀川に事業所を置く株式会社●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●さん、譲渡人が宗像市にお住まいの●●●●●さん 外1名の計2名です。
申請地は大字今古賀字砂田662番1で、地目は田、面積は

1, 2 2 3 m²です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種住居地域の第3種農地となっております。

申請理由は宅地造成となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの条件付き承諾となっております。条件の内容を読み上げます。転用申請地内には農業用水に関わるバルブや管が埋設されている。転用後、既設の農業用配管等は私有地から完全に切断撤去し、切断した既設の配管から農業用水が私有地に逆流しないよう措置を講じること。なお、撤去後のバルブ等は業者の責任で処分すること。また、工事の時期が稲作の時期と重なった場合は、事前に生産組合長と対応を協議のうえ撤去工事を行うこと。と譲受人と生産組合長さんの間で条件が付されております。

申請地は16ページの字図に記載しています。

17ページが事業計画書です。事業の種類は不動産業 外で、申請者の事業目的は宅地造成です。施工計画は令和8年10月から着工し、令和9年6月に建設工事開始となる見込みです。

18ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続、用地造成に伴う被害防除としては、ブロック擁壁を設置し、土留めを行う、となっております。

19ページが現況平面図・確定平面図です。北・西・南側は公衆用道路、東側は宅地と接しています。

20ページが土地利用計画図です。申請地内は全体的に切土を行います。雨水排水は水路放流となっており、北・東・西側の側溝へ水路放流する計画となっております。

21ページが給排水計画図です。上水、汚水・生活雑排水ともに前面道路に既設の水道管へ接続し、給排水を行います。

22ページから23ページが横断図です。全体的に切土を行い、北・東・西側の側溝に向かって雨水排水されるよう計画されています。

24ページが関係者説明に関する調査票です。今回の申請地については隣接農地はありません。

続きまして25ページをお開きください。付議案件④空き家に

付随する農地についてでございます。空き家に付随する農地に関して、町の都市計画課に空き家バンクの利用申請があり、付随する農地がありましたので、今回空き家に付随する農地として登録の可否を協議するものです。

届出人は北九州市にお住まいの●●●●●さんで、対象農地は大字鬼津字杉ノ木2957番、地目は畑、面積は114㎡です。字図は27ページに記載しております。

農地区域は農業振興地域内非農用地となっております。

空き家の所在地は、大字鬼津2098番地となっており、昭和46年建築の築55年の木造2階建ての家屋で、令和8年6月より空き家となっております。

現地では優良農地ではないことと、常時耕作可能であることをご確認いただければと思います。

続きまして、議案書の29ページをお開きください。

報告案件①公共事業に関する農地の一時利用届出書についてでございます。届出人が●●●●●株式会社、届け出の土地が大字虫生津字宗ヶ谷1599番 外1筆の計2筆、地目は田、面積は合計1,855㎡、所有者は●●●●●さんで、申請理由は資材置き場となっております。県発注の尾倉・千代丸基盤整備工事受注業者による届出です。本来であれば、一時転用が必要な案件ですが、公共事業に関連した緊急な農地の一時利用で、許可不要と判断し届出を受理しています。

字図は31ページに記載しております。虫生津の黒松池の南側です。

32ページが現況平面図で、33ページが土地利用計画図となっております。2筆合わせて合計2,000㎡の真砂土を置く計画となっております。

34ページが盛土計画図になっていきます。

議案書の35ページをお開きください。報告案件②農地法施行規則第29条の届け出についてでございます

届出人が木守にお住まいの●●●●●さん、届出の土地が大字木守字村下1471番1、地目は田、面積は625㎡となっております。所有者は届出人自身で、申請理由は農業用倉庫の建設の届出となっております。

37 ページが字図、38 ページが平面図、39 ページが建物平面図、40 ページが東側から見た建物立面図となっております。

41 ページが隣地承諾書です。関係者には説明を行い、了承を得ています。2a 未満の農業用施設のため、転用許可申請ではなく農地法施行規則第29条による届出で許可不要と判断したため、届出を受理しています。

以上が現地調査を伴う案件の説明です。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 9 分

— 現地調査後 —

再 開 1 0 時 2 8 分

議長

それでは再開します。
まず付議案件①を議題に供します。
地区担当の須藤司委員および吉田清司委員から報告をお願いします。

農業委員
(3 番)

現地確認を行ったとおり問題はありません。

推進委員
(3 番)

問題ないと思われます。

議長

ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件①は承認されました。
続きまして、付議案件③を議題に供します。
地区担当の同じく須藤司委員及び吉田清司委員から報告をお願いします。

農業委員
(3番) 同じく問題はありません。

推進委員
(3番) 問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件③は承認されました。
続きまして、付議案件④を議題に供します。
空き家に付随する農地に関する案件ということですので事務局より説明をお願いします。

事務局 本土地は優良農地ではなく、常時耕作可能であると考えられるため問題ないと思われます。ご審議お願いします。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④空き家に付随する農地について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件④は承認されました。
続きまして付議案件⑤を議題に供します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の 28 ページをお開きください。
付議案件⑤農用地利用集積計画の承認についてでございます。
全 2 筆、面積は合計 1,770 m²です。
新規の契約による利用集積計画となっております。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件⑤は承認されました。

議長 それでは報告案件について事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書の 29 ページをご覧ください。

報告案件①公共事業に関する農地の一時利用届書についてでございます。

先ほど説明したとおり、県発注の尾倉・千代丸基盤整備事業の尾倉地区工事に伴う資材置場のため、特段問題はないものと考えます。

続きまして議案書の35ページをご覧ください。

報告案件②農地法施行規則第29条第1項の届出についてですが、こちらも先ほどご説明したとおり、農業用倉庫の建設を行う計画であり、効率化のために供する農業用施設であるため、特段問題ないものと考えます。

続きまして議案書の42ページをご覧ください。

報告案件③農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

利用権の合意解約ですが、解約9筆、面積は10,221㎡となっております。

議長 報告案件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、その他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件①農地パトロールについて説明。
その他の案件②赤い羽根共同募金について説明。

議長 以上をもって、第2回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 44分